

大阪市印鑑条例の一部を改正する条例案

大阪市印鑑条例（昭和49年大阪市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第6条中「前条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた」を「次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める」に改め、同条ただし書中「印鑑の登録を受けた」を「第1号に定める」に、「法第30条の44第1項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の法第30条の44第1項」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 前条の規定により印鑑の登録をしたとき 印鑑の登録を受けた者
- (2) 印鑑の登録を受けている者であって、住民基本台帳カードを印鑑登録証として利用しているもの又は印鑑登録者識別カードの交付を受けているものが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けたとき 個人番号カードの交付を受けた者

第6条に次の2項を加える。

- 2 区長は、印鑑登録証又は個人番号カードの交付を受けることによりこれらのいずれの交付も受けることとなる者（既にこれらのいずれの交付も受けている者を含む。）が希望したときは、印鑑登録証を交付せず、又は既に交付した印鑑登録証の返納を受けることができる。
- 3 区長は、印鑑の登録を受けている者であって前項の規定により印鑑登録証の交付を受けていないものが、個人番号カードを提示して印鑑登録証の交付を求めたときは、印鑑登録証を交付することができる。

第12条中「印鑑登録証等を添えて」を「市規則で定めるところにより、」に改め、同

条に次の1項を加える。

- 2 印鑑登録証等の交付を受けている者が前項の規定による申請を行うときは、当該申請の際、当該印鑑登録証等を添付しなければならない。

第14条中「印鑑登録証等」を「印鑑登録証等又は個人番号カード」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、民間通信端末機器を使用して申請する際に提示することができる個人番号カードは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。

第15条第2項中「第5条第2項第1号」を「第5条第2項第3号」に改める。

第16条第2号中「印鑑登録証等」を「印鑑登録証等又は個人番号カード」に改める。

第17条第3項中「場合」を「場合（同条第2項に規定する場合に限る。）」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第15条第2項の改正規定の施行期日は、市長が定める。
- 2 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第5号中「第6条ただし書に規定する」を「第6条第1項ただし書の規定による」に改める。

平成27年11月26日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

個人番号カードを提示して印鑑登録証明書の交付を申請することができることとするとともに、印鑑登録証の交付に係る手続及び印鑑登録証明書に記載する事項を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市印鑑条例（抄）

（印鑑登録証等の交付）

第6条 区長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者に対して、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める

印鑑登録証を交付する。ただし、印鑑の登録を受けた者であって行政手続における特定の個人第1号に定める

を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けているものが、印鑑登録証の交付に代えて、印鑑登録者識別カード（民間通信端末機器（民間事業者が設置し、かつ、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、公証に係る証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用するために必要となる印鑑の登録を受けている者を識別するための半導体集積回路を付したカードであって、大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪市条例第35号）の定めるところにより住民基本台帳カードを利用したものをいう。以下同じ。）の交付を求めたときは、区長は、印鑑登録者識別カードを交付することができる。

(1) 前条の規定により印鑑の登録をしたとき 印鑑の登録を受けた者

(2) 印鑑の登録を受けている者であって、住民基本台帳カードを印鑑登録証として利用しているもの又は印鑑登録者識別カードの交付を受けているものが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けたとき 個人番号カードの交付を受けた者

2 区長は、印鑑登録証又は個人番号カードの交付を受けることによりこれらのいずれの交付も受けることとなる者（既にこれらのいずれの交付も受けている者を含む。）が希望したときは、印鑑登録証を交付せず、又は既に交付した印鑑登録証の返納を受けることができる。

3 区長は、印鑑の登録を受けている者であって前項の規定により印鑑登録証の交付を受けていないものが、個人番号カードを提示して印鑑登録証の交付を求めたときは、印鑑登録証を交付することができる。

(登録廃止の申請)

第12条 印鑑の登録を受けている者が登録を廃止しようとするときは、印鑑登録証等を添えて市規則で定めるところに

区長に申請しなければならない。

より、

- 2 印鑑登録証等の交付を受けている者が前項の規定による申請を行うときは、当該申請の際、当該印鑑登録証等を添付しなければならない。

(印鑑登録証明の申請)

第14条 印鑑の登録を受けている者は、区長に対し、印鑑登録証等又は個人番号カードを提示して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

- 2 前項の場合において、民間通信端末機器を使用して申請する際に提示することができる個人番号カードは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。

(印鑑登録証明)

第15条 省 略

- 2 前項の証明は、印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。）に第5条第2項第1号から第6号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付して行う。

第3号

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の証明をすることができない。

(1) 省 略

(2) 印鑑登録証等又は個人番号カードが著しく汚損し、又は毀損しているため識別が困難なとき

(3) 省 略

(代理申請等)

第17条 省 略

2 省 略

- 3 第1項の規定により代理人が第12条の規定による申請を行う場合（同条第2項に規定する場合に限る。）であって、市規則で定めるときは、同条の規定にかかわらず、印鑑登録証等の添付同項

を要しない。

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（抄）

（利用の目的）

第2条 市長は、次に掲げる目的のために、住民基本台帳カードを利用することができる。

(1) - (3) 省 略

(4) 大阪市印鑑条例（昭和49年大阪市条例第82号）第6条第1項の印鑑登録証として利用すること

(5) 大阪市印鑑条例第6条第1項ただし書に規定する 印鑑登録者識別カードとして利用する
の規定による

こと